

仕 様 書

- 1 本仕様書は、佐伯区内道路除草業務（単価契約）（以下「本業務」という。）に適用するものである。
- 2 業務着手時には業務着手届、現場責任者届、実施計画書等を速やかに提出すること。
- 3 施行区域は別添図面の区域とし、発注者からの指示書により実施するものとする。
指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 4 本業務においては、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて 30mm 以下の刈高できれいに刈り取ることとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた雑草、枯草及び縁石の隙間からの雑草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 日々の除草作業後は、刈り取った草や枯草をすみやかに広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
また、道路側溝内等及び近隣の民有地等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 8 除草等の作業時には、受託者の責任において、飛び石防護措置等を講じ、通行者及び近隣住民等第三者に支障をきたさないよう、安全対策を図ること。
また、一般交通等に対しても支障をきたさないよう、交通誘導警備員を 1 日当たり 1 名以上配置すること。
- 9 除草作業時に、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、受注者の責任において補修等を行うこと。
- 10 業務完了後は、速やかに所定の業務実施報告書に作業写真、実施数量、除草面積計算書、処分伝票の写しを添えて提出し、検査を受けるものとする。
- 11 提出する写真については、事前に本市担当職員と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 12 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

業務位置図

広島市佐伯区管内図

